

業 務 委 託 仕 様 書

1. 委託業務名

神戸空港国際化を契機としたインバウンド誘客強化事業

2. 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

3. 趣旨・目的

本県は 2025 年度の大阪・関西万博開催、神戸空港の国際チャーター便就航、そして 2030 年度の IR 事業の実施を控え、神戸空港の国際化が進む中、兵庫の玄関口である「神戸空港」から入国するインバウンド客の急増が見込まれる。

そのため、兵庫の魅力である「温泉」「グルメ」「文化体験」「ゴルフ」等を組み合わせた高付加価値層向けのツアー造成のためのファムトリップ招聘や、就航先現地での誘客プロモーションとセミナーを効果的に組み合わせて実施することで、神戸空港から流入するインバウンド旅行者の県内周遊の促進と観光消費額の増加を図ることを目的に当事業を実施する。

4. 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5. 実施体制

本業務の円滑な実施に向け、以下により、必要な人員を確保し、実施体制を構築した上で、業務にあたること。

- (1) 統括責任者1名を選任し、書面をもって通知すること。
- (2) 統括責任者は、契約期間中、委託者と随時打ち合わせ及び進捗状況の報告を行い、業務の円滑な遂行に努めること。
- (3) 本業務の実施に必要な経験及び能力を有する担当者確保するとともに、委託者との連絡調整を密に行える体制とすること。
- (4) 統括責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

6. 委託料の上限額

委託料の上限額は 9,950 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

7 委託内容

- (1) 韓国並びに台湾をターゲットとしたファムトリップの企画・実施

<目 的>

神戸空港の国際チャーター便就航に伴い、韓国・台湾から更なる誘客が見込めるため、現地の旅行会社を招聘し、本県への誘客促進につながるようツアー造成までを想定としたファムトリップを実施する。

① 被招聘者及び視察先等関係施設の手配、調整、連絡業務

- ア 被招聘者は委託者と協議の上決定とし、ファムトリップの実施に必要な調整、連絡を行うこと。
- イ 被招聘者に対応する言語の通訳を全日手配すること。
- ウ 被招聘者全員分の本県までの航空券の手配を行うこと。
- エ 被招聘者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設体験等の手配を行うこと。
- オ 宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とする。
- カ 県内の移動については、専用車を手配すること。
- キ 全行程における被招聘者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。なお、添乗員は全行程を通じて原則同一人物とする。
- ク 添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うものとする。
- ケ 通訳、運転手、添乗員の交通費、宿泊費、施設体験料、飲食費は委託料に含むこと。
- コ 傷害保険への加入

② 企画立案

- ア 効果的な手法(招聘数も含めて)を提案するとともに、実施時期は、委託者と協議の上、各国に分けて決定すること。
 - ・韓国：自由提案
 - ・台湾：委託者が実施予定としている本県のファムトリップ(6月実施の1日3社程度を想定)への帯同、及び移動手段、通訳の確保を提案すること。
 - イ コース内容については、被招聘者の市場ニーズや特性等を調査した上で企画提案を行うこと。ただし、契約後に提案した行程案を基に事前調査による内容を踏まえて、最終行程は委託者と協議の上、決定とする。
 - ウ 委託者と協議後、行程表を作成すること。
 - エ 誘客に効果的なツアー造成に向けての各社取組みに対し、サポートを実施すること。
- <補足事項>
- ・委託者と定期的に連絡調整を行うこと。
 - ・議事録の作成を行い、速やかに提出すること。

(2) 現地セミナー及びセールスコールの開催

<目 的>

神戸空港から兵庫県の周遊に繋げるため、コンテンツ等を現地旅行会社に対し提案を行う。

① 現地セミナー

- ア 概要：韓国の現地旅行業者等 15社～20社程度に対しセミナーを実施する。
 - ※招聘数の最終調整は委託者と協議の上、決定とする。
- 日時：8月19日～21日のうち1日、2時間程度を想定
 - ※詳細な日程は委託者と協議の上、決定とする。
- 会場：ソウル市内を想定

実施内容

- ・プレゼンテーションの実施
- ・食プロモーションを含むネットワーキングイベントの実施
- ・兵庫物産展示コーナーの設置

イ 委託内容

- ・現地旅行業者の招聘および集約
※バイヤーに対しては、案内状作成、発送、申込受付、問い合わせの対応を行い、参加者リストを作成すること。
- ・移動手段、通訳（日本語⇄韓国語）の手配
※セミナー開催日及び前日（下見等）の2日間
- ・現地セミナーの会場（控室含む）の手配
※参加人数に合わせて、委託者と協議の上、会場レイアウトを決定すること。また、必要なマイク及びスピーカー、動画放映用モニターまたはプロジェクター、テーブル及び椅子（予備含む）、名札作成等、セミナーを効果的かつ効率的に運用すること。
- ・会場の下見、関係者との打合せ
- ・現地セミナーの企画進行及び運営
- ・運営マニュアルの作成（職員の導線、受付、アテンドの配置計画等）
- ・会場の設営及び実施状況の確認を行うこと。
※ステージバックパネルを製作すること
- ・兵庫物産展示コーナーの設営を行い、委託者が持ち込む展示品等のPR資材の展示を行うこと。
※1 PR資材が委託者から事前に送付する場合は、セミナー当日まで保管すること
※2 展示方法は、事前に委託者と調整を図り、レイアウト案を掲示すること。
※3 PR資材のパネルを製作すること。
- ・ネットワーキングのイベントに係る手配。
※1 セミナー後にセラーとバイヤーが交流できるネットワーキングの時間を確保すること。
※2 会場運営会社と連携の上、兵庫県のPRにつながる食プロモーションを展開するため、本県（五国）の食材を可能な限り使用した食事を立食形式で提供すること。
- ・現地セールスに参加する職員（3名）の航空券、宿泊先の手配
- ・地元メディアへの告知及び告知に係る制作物の手配。
- ・議事録の作成を行い、速やかに提出すること。

② 現地セールスコール

- ア 概要：韓国の現地旅行会社（3社程度）
台湾の現地旅行会社（3社程度）

- イ 日程：韓国 上記セミナー実施日に絡めて実施（実施日数：1日を想定）
台湾 12月以降で調整（実施日数：1日を想定）

※現地開催イベント等と合わせた効果的かつ効率のよい日程と実施方法を提案すること。

※詳細な日程は委託者と協議の上、決定とする。

ウ 委託内容

- ・セールス先の選定、アポイント等調整業務
- ・移動手段、通訳（日本語⇄韓国語）の手配
- ・現地セールスに参加する職員の航空券、宿泊先の手配
- ・アフタフォローの実施

※セールスコール実施後1週間以内に各現地旅行者へのフォローアップを兼ねたメール文を、韓国語（台湾語）、日本語で作成の上、提出すること。

<補足事項>

- ・委託者と定期的に連絡調整を行うこと。
- ・業務の専任者は、日本語で綿密に打合せができること。
- ・議事録の作成を行い、速やかに提出すること。

（3）その他効果的な誘客プロモーション

<目 的>

韓国・台湾の高付加価値層旅行者に向け、神戸空港国際チャーター便就航や本県の魅力を効果的に発信すること。

① 手配、調整、連絡業務

② 委託内容

- ア 韓国並びに台湾において一定の影響力を持つプロモーションツールを活用し、本県の魅力を効果的に発信すること。
- イ 事前に両国の高付加価値市場の分析を行った上で、食・体験・温泉・ゴルフなど本県の強みを活かした情報発信を最適な方法で行うこと。
- ウ テーマ、ストーリー、演出等が、市場の視点・感性を踏まえ、好意的に受け止められるものとなるよう努めること。
- エ 本県の観光地等で撮影することとし、撮影に関する調整は受託者で行うこと。
なお、撮影場所については、委託者と協議した上で決定すること。
- オ 情報発信によって委託者や関係施設等に不利益が被ることのないように、実施内容に配慮すること。
- カ 効果測定を実施すること。

<インフルエンサーによる SNS を活用したプロモーションを実施する場合の補足事項>

- ア インフルエンサーの性別、居住地、在日・在外の別は問わない。ただし、ターゲット層に適するものとする。
- イ 本業務の目的を理解し、本県 PR に協力的なインフルエンサーを選定すること。
- ウ 内容及び情報発信の時期については、委託者に承諾を得た上で決定すること。
- エ 制作した動画の配信・拡散にあたって必要となる関係者との調整（配信内容に係る承諾等）を行うこと。
- オ 情報発信を依頼するインフルエンサーの実績値（フォロワー数等）、選定理由、期待される効果について、応募書類に明記すること。また、実現可能な提案を行うこと。
- カ コンテンツの体験料や交通・宿泊・招聘費、インフルエンサーによる情報発信に係る

謝礼等の費用など、すべての諸経費を見積に含めること。

- キ 事業の実施にあたっては、提案内容を基に 委託者等と協議・調整を行うこと。また、事業目的が達成できるよう、投稿内容等についてもインフルエンサーの意見を取り入れながら、委託者と協議の上、決定すること。
- ク その他本事業に投稿する動画や画像については、映っている人や 商標等、肖像権に触れる場合は、画像処理等を施すこと。また、 本事業終了後も活用する（二次利用可能）ことを前提とし、今後の委託者等のプロモーション にて活用できる内容・仕様とすること。 出演者の肖像権等の問題により、新たな費用負担が発生しないようにすること。
- ケ ステルスマーケティングによる不当表示の規制をはじめとする 景品表法や著作権法の各種法令を遵守し実施すること。

8 成果物の提出等

（1）成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「業務完了報告書」をはじめとする下記の成果物を作成し、電子データを委託者に提出すること。

電子データの各ファイルには内容のわかるファイル名を付与し、ウィルスチェックを行っておくこと。

- ① 業務完了報告書
- ② 関係者との協議記録
- ③ 記録写真
- ④ 市場調査の結果・分析に係る情報
- ⑤ その他効果的な誘客プロモーションに係る実績報告書

（2）提出期限

全ての業務の完了から 1 か月以内に提出する。

9 事業実施上の留意点

（1）特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ③ 委託者等の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ④ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

（2）委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

10 著作権等の権利関係

(1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項第 2 号第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(2) 二次利用

本業務の成果物の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果物を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

11 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

12 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

13 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、商号又は氏名及び再委託を行う業務の範囲、契約金額等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託先に対し、本業務により受託者が負担する業務と同等の義務を課すとともに、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

14 委託契約の締結

(1) 契約に関する事務は委託者で行う。

(2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整

を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

(3) 契約条項は、委託者において示す。

(4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

15 契約の解除

(1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

(2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

16 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される業務完了報告書に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

17 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

18 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。